

駐車違反ではなく なぜ「逮捕」なのか？

名古屋市の中心部にはパーキングメーター（パーメ）がことさ多い。試しに、東西約1.4km、南北約0.5kmという狭い錦地区に設置してあるパーメを数えてみると、およそ500基に上った。愛知県警によると、市内には全部で1104基が設置されているという。そして、クルマが止まっているパーメを確認すると、その多くで料金が未納。繁華街の栄では、道路沿いにあった11台中、実に9台が未納だった。

「市内の駐車マナーは決して良くない」と話すのは、名古屋市の拠点に空きスペースを駐車場としてシェアできる「スマートパーキング」を全国展開するシードの代表・吉川幸孝氏だ。

「名古屋は広い道がたくさんあり、路上駐車がとても多い。それに名古屋人といえば俺の家。そのためか60分300円で止められるパーキングメーターの利用者も多く、なかには料金未納のままで利用する人もいます」（吉川氏）

そんな名古屋でパーメの不正使用による逮捕者が出たのは、今年10月。中心部にあるビジネス街の丸の内地区で、料金を払わずに長時間にわたって駐車を繰り返したとして、愛知県警は人材派遣会社に勤務する20代から30代の男3人を逮捕した。

この場所に設置されているパーメは、300円を支払うと指

逮捕につながった「不正利用」とは？ 警察が放置する運用ルールの矛盾点

「59分まで払わなくてOK」の パーキングメーターで

逮捕者が 続出か!?

パーキングメーター不正利用で逮捕者が出たのは今年10月のこと。愛知県名古屋市の会社員が偽計業務妨害で検挙され、全国のパーメ利用者に衝撃が走った。なぜ駐車違反で済まなかったのか？ 現地を徹底取材し、パーメ59分問題の核心に迫る！

パーメの本体脇には、駐車時間は60分以内で料金は前払いと書かれているが、59分までは未納でも駐車違反にはならない



全国の都市部の道路沿いに設置されているパーキングメーター、通称「パーメ」。60分を過ぎてクルマを止めていると超過ランプがつき、駐車違反の対象になる

愛知県名古屋市内の繁華街を歩くと道路沿いの至る所にパーキングメーターが設置されていた。名古屋市内には1104基が設置されているという



「感知させた」パーメ事情に詳しい、交通ジャーナリストのジャンクハンター吉田氏が説明する。

定された枠内に59分まで駐車できるタイプ。枠内にクルマを止めると駐車時間がカウントされ、制限時間を超えると「超過」のランプがつく。そのまま放っておけば、もちろん駐車違反の対象になる。だが3人はそれぞれ「ある手口」を使い、クルマを動かすことなく60分を超えてもタダで駐車を続けていた。

その方法は、名刺やカードを使ったものだった。逮捕された3人の起訴状にはこう書かれている。

「パーキングメーターの車両感知部に所携の名刺（もしくはカード）を押し当て、駐車車両が駐車エリア内から移動したかのごとく

を妨害したと見なしたのでしよう」（高山弁護士）

愛知県警は偽計業務妨害で検挙した理由を「悪質な犯罪行為と判断して、反則行為となる駐車違反ではなく、より刑罰の重い偽計業務妨害罪で検挙した」（広報課）と説明する。

なるほど。長時間の不正利用やそれを何度も繰り返す行為は、駐車監視員の業務を妨害し、駐車違反では済まされないほど悪質なものだと言われている。ちなみに愛知県警では2010年にもパーメの不正利用で会社員8人を逮捕している。このときは生命保険会社の社員がパーメを誤作動させて料金を払わずに駐車をしていたとして、やはり偽計業務妨害で検挙した。

ただし、駐車違反に偽計業務妨害を適用するのは「非常に珍しいケース」（高山弁護士）だという。名古屋の都市部に蔓延するパーメの不正利用に業を煮やした警察が、今回の逮捕によって、パーメ利用者に目を光らせていることを示したとの見方だ。

今回捕まった3人は名古屋簡易裁判所で略式裁判を受

パーキングメーターの駐車時間をチェックする駐車監視員。警察から業務委託を受けた「みなし公務員」だ

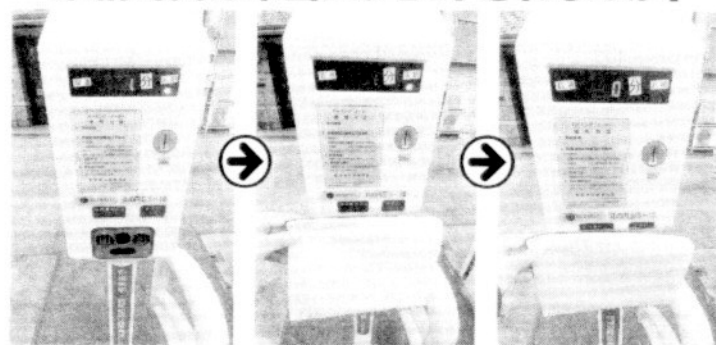


け、罰金30万円の罰則が確定済み。駐車違反なら反則金は最高でも1万8000円だが、それをはるかに超える罰金を払い、おまけに前科もついた。ずいぶん高い駐車代となっていました。

センサー部を覆うと未納ランプが消えた

ところで、起訴状に書かれていた名刺やカードを使っ

検証 パーメのセンサー部分を覆うと未納時間は本当にリセットされるのか？



パーキングメーターのセンサー部分正面に筆者が立つと「未納ランプ」が点灯した
名刺などでセンサー部を覆って見たが反応はなし。代わりにB5判ノートで覆うと……
たちまち未納ランプが消え、未納時間も1分から0分にリセットされた

まず、適当なパーメを探して正面に立ってみる。料金を入れる本体部の下側にはセンサーがある。大きさは縦約7cm、横約10cmで、ここから赤外線を発して車両の出入りを感知する仕組みだ。少し動かずにいると、程なくセンサーが人間を感知して未納ランプが点滅し、駐車時間をカウントし始めた。そこで、さかさずセンサー部を名刺で覆ってみる。だが、カウン

トは続いたまま。クレジッ トカードでもやってみたが同じだ。名刺やカードではセンサー部を完全に覆い隠せないのかもしれない。今度、今度はB5サイズのノートで当ててみた。するとその瞬間、駐車時間が0に戻り、未納ランプが消えた。念のため、もう一度やっても結果は同じで、センサー部を覆うと即座にリセットされた。次に筆者は、センサー部が隠れるようにパーメに背中から寄りかかってみた。黒っぽいコートだったが、メーターのぞくとやはり駐車時間はリセットされていた。実はこうした方法は、すでにネット上にあふれていて詳細に書かれている。それを読んで実行に移すドライバーがいるため、不正利用はなくなっているのだ。

対策を打っていません。ただ、2016年から警視庁が新型のパーキングメーターを都内に導入し始めましたが、これだとセンサーの誤作動が起きない。不正防止対策の一環だと思われそうです。だが、警視庁以外で新型パーメの導入が決まったという話は聞かない。これでは装置の誤作動を巧みに使って、不正利用する人は全国で後を絶たないのではないか。それに意図的なカードの押し当てはまだしも、パーメに寄りかかってリセットされるのはうっかりでも起きる。誤作動が起きるかもしれない装置をそのままにしておくのは取り締まりの公平性という観点からも問題があり、前出の高山弁護士も「警察は不具合を改善する必要がある」と指摘する。

59分以下の未納は確認の対象外

さらに取り締まりの公平性という点でいえば、パーメにはもっと大きな問題点がある。それは料金未納の場合でも、59分までは駐車監視員が取り締まらない運用ルールだ。パーメに表示されている使用方法を読むと「クルマを止めたらすぐに手数料を入れてください。料金を納めなかったときは駐車違反となりま

せん」と説明してくれた。実際、駐車監視員のマニュアルとして使われている「駐車監視員資格者必携」(東京法令出版)にはこう書かれている。「パーキングメーターを直ちに作動させない違反については、放置車両の確認の対象となる違反に含まれておらず、駐車監視員がこれに放置確認標準を取り付けることはできません。ただし、標準で表示されている時間を経過して引き続き駐車している場合には時間超過違反が成立するので、放置車両として確認し、標準を取り付けることとなります」

ここでのポイントは「パーメを直ちに作動させない違反」、つまり59分以下の未納は「放置車両の確認の対象外」と書かれている点だ。なぜそんな運用になっているのか。前出の吉田氏が以前、警視庁の放置駐車対策センターに尋ねると、ドライバーがパーメを作動させる(11料金を支払う)ための100円玉の持ち合わせがなく、どこかに両替に行っているだけかもしれないから、という説明を受け

たという。

「59分までは未納でも大目に見てくれる」というのはドライバーとしてはうれしいが、それにしても両替にそんなに時間がかかるのか。パーメが置かれている都市部ならコンビニも至る所にあり、小銭をつくるのに5分とかからないだろう。

前出の高山弁護士は、警察がこうした「ゆるい」運用をする背景には、駐車監視業務の委託先への配慮があるのではないかとみる。

「駐車違反で検挙されたドライバーは、クレームの矛先をまず業者へ向けます。警察としては、自分たちの業務委託先がクレーム対応に追われる事態となるのは避けたい。それで59分までは見逃す、という通常なら考えられない運用をしているのではないだろうか」

現場の警察官も諦め顔

高山弁護士がそう推察するのは、警察が今まで駐車違反の取り締まり



名古屋市の繁華街にいた駐車監視員。未納でも59分以下のクルマには見向きもせず、60分超のクルマに駐車違反の標準を貼りつけていた

に尋常ではない厳格さで臨んできたことを踏まえると、それでも考えなければ説明がつかないからだ。

警察が駐車違反を取り締まる際の指導判例として用いている最高裁の判例では、運転手がクルマを離れ、わずか7m先の公衆電話から電話をかけようとしても違反だとしている。それなのにパーメに限っては、両替に行っている可能性もあるから59分まで未納でも取り締まらないというのは一貫性がない。

「私は駐車違反の厳格すぎる取り締まりがいいとは思いません。ですが警察の本来の仕事は、駐車違反を見つけたら、『駐車』の定義である『直ちにクルマを動かせる状態になる』かどうかをきちんと捜査

し、犯罪の成否を解明することです。

それもせずに一律に59分までは未納でも取り締まらないとすれば、警察の責任放棄と取られても仕方ありません」(高山弁護士)

もっとも、現場の警察官もこうした矛盾点は承知しているし、「不作動違反(罰則は10万円以下の罰金)」で取り締まる権限もあるが、諦め顔だという。

「知り合いの警察官は張り込みをしながら未納者に注意することもあるそうですが、ドライバーに『両替に行ってください』と言われたらどうしようもないと話していました。対策としてはパーキングメーターの近くに両替機を設置することですが、それは警察の上層部が決めること。現場レベルでは何もできないとこぼしています」(前出・吉田氏)

ドライバーの中には、今までにパーメの不正利用をしたことがある、またやってみようと考えている人もいるかもしれないが、場合によっては駐車違反で済まされず、逮捕される可能性もあることを肝に銘じておいたほうがいい

2016年から警視庁が導入し始めた新型のパーキングメーター。筆者が検証取材したようなセンサー部の誤作動が起こらない仕組みになっている



だろう。

しかし本場の問題は、「59分まではOK」という運用ルールを放置したまま、「逮捕」という形でドライバーを締めつけ、抜本的な対策を講じようとしないうる警察の姿勢ではないか。

これでは、ともに支払っているドライバーからすればバカらしいと不満はたま一方だ。警察は、今回のような逮捕で「パーメ59分問題」をたなざらしにするのではなく、きちんと正面から取り組むべきだ。